

鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）について広く情報を発信することにより、空き家等の流通及び利活用を促進し、管理不全となる空き家等の抑制及び定住の促進を図るために実施する空き家・空き地バンクの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であり（近く居住又は利用をしなくなる予定のものを含む。）、居住することが可能であると市長が認めるものをいう。
- (2) 空き地 市内に存在する土地であつて、現に使用されていないと市長が認めるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他これに準ずる権利（以下「所有権等」という。）により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、当該情報を提供する国土交通省が運営しているシステムをいう。

(登録申込み等)

第3条 空き家・空き地バンクに登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、次の各号のいずれにも該当するものであつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 前各号に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家・空き地バンク登録台帳（様式第2号）に記載し、空き家・空き地バンクに登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録をしたとき又は適当と認められなかったときは、空き家・空き地バンク登録（未登録）通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第4条 前条第3項の規定により空き家・空き地バンクに登録された申込者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更があったとき又は売買契約等の締結により買受人若しくは賃借人が決まったときは、空き家・空き地バンク登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（情報の発信）

第5条 市長は、第3条第3項の規定により登録した空き家等に関する情報は、市のホームページ等により公開するものとする。

（連携及び協力）

第6条 市長は、空き家・空き地バンクの利用に当たっては、空き家等対策に関する協定を締結した団体と協力し、管理不全となる空き家等の抑制及び定住の促進を図るものとする。

（仲介業者等の紹介）

第7条 市長は、空き家・空き地バンクの円滑な実施及び登録者の利便に資するよう、登録した空き家等に関する情報を一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会に提供し、仲介業者等の紹介を依頼するものとする。

2 一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会、仲介業者等は、前項の規定により取得した個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(4) 個人情報の漏えい、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

3 市長は、一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会に対し、第1項の結果について報告を求めるものとする。

（仲介行為等）

第8条 市長は、空き家等の売買及び賃貸の仲介をする行為には、一切関与しない。

2 空き家等の売買及び賃貸の交渉、契約等に関する疑義、紛争等は当事者間で解決するものとし、市長は、これらに一切関与しない。

(登録内容の抹消)

第9条 市長は、第3条第3項の規定により登録した空き家等について、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、当該空き家等の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (2) 空き家等でなくなったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 所有者等に異動があったとき。
- (5) 登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の登録抹消の届出は、空き家・空き地バンク登録抹消届(様式第5号)によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により空き家等の登録を抹消したときは、空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第6号)により登録者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

鳥栖市長 様

申込者 住 所
氏 名 (印)
電 話 ()

空き家・空き地バンク登録申込書

鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申し込みます。また、一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会に空き家・空き地バンク登録申込書及び添付書類を提供することに同意します。

記

所在地	鳥栖市
区分	<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空き地
目的	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可
添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書（別紙 1） <input type="checkbox"/> 物件調書（別紙 2）

(別紙1)

年 月 日

鳥栖市長

様

申込者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

誓約書

私は空き家・空き地バンクへの登録の申し込みに当たり、下記の誓約事項に相違ないことを誓約します。

また、下記の誓約事項の確認のため必要な場合には、鳥栖警察署に照会することを承諾し、この照会で確認された情報は、今後、私が鳥栖市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

【 誓約事項 】

- 1 私は、所有する物件の売却及び賃貸に関する契約等で紛争が生じた場合、責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えません。
- 2 私又は私の親族等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 前各号に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

様式第2号

空き家・空き地バンク登録台帳

物件 番号	申込者 氏名・連絡先	所在地	目的	希望価格	備考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	
11				円	
12				円	
13				円	
14				円	
15				円	

番 号
年 月 日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク登録（未登録）通知書

年 月 日にあった空き家・空き地バンクの登録の申込みについては、登録台帳に（登録しました・未登録となりました）ので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 登録番号

2 所在地 鳥栖市

3 目的

4 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 未登録となった理由

様式第4号

年 月 日

鳥栖市長

様

登録者 住 所
氏 名

⑩

空き家・空き地バンク登録変更届

空き家・空き地バンクへの登録内容については、下記のとおり変更したので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 変更内容
- 3 変更理由

様式第5号

年 月 日

鳥栖市長

様

登録者 住 所
氏 名

⑩

空き家・空き地バンク登録抹消届

空き家・空き地バンクへの登録については、下記のとおり抹消したいので、鳥栖市
空き家・空き地バンク実施要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 登録番号

2 抹消理由

様式第6号

番 号
年 月 日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク登録抹消通知書

空き家・空き地バンクへの登録については、下記のとおり抹消しましたので、鳥栖市
空き家・空き地バンク実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 登録番号

2 理由